平成 25 年５月 22 日

各　　位

会 社 名　株式会社ハピネット
代表者名　代表取締役社長　苗手　一彦
（コード番号　7552　東証第１部）
問合せ先　取締役最高財務責任者
浅津　英男
電話番号　03-3847-0410

取締役に対する株式報酬型ストック・オプション制度の導入に関するお知らせ

当社は平成25年５月22日開催の取締役会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション制度の導入に関する議案を、平成25年６月22日開催予定の当社第45期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．取締役に対する株式報酬型ストック・オプション制度の導入に関する議案の内容

当社の取締役の報酬額は、平成９年６月23日開催の第29期定時株主総会において年額４億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とする旨ご承認をいただき今日に至っておりますが、業績の向上と企業価値の向上を図っていく観点から、当該取締役の報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬として、年額１億円の範囲で株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

２．取締役に対する株式報酬型ストック・オプション制度を導入する理由

取締役の報酬と当社株価との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず下落によるリスクについても株主の皆様と共有することで、取締役の業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲をより高めることを目的として株式報酬型ストック・オプション制度を導入するものであります。

３．取締役に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の具体的な内容

（１）新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権の個数は、当社取締役会決議に基づき、年額１億円の範囲内の発行価額を、（３）により算定された新株予約権１個当たりの払込金額を除して得られた数を限度とすることといたします。

（２）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は100 株といたします。

但し、当社が新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」といいます。）後に、株式の分割または併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てることといたします。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割または併合の比率

また、上記のほか、当社が割当日後に、合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転または株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める調整を行うものといたします。

（３）新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された公正価額を基準として、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める額を新株予約権１個当たりの払込金額といたします。なお、当社は、新株予約権の割当てを受ける取締役に対して、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給し、払込金額の払込債務と当該報酬債権を相殺するものといたします。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの行使価額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

（５）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内といたします。

（６）新株予約権の主な行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、子会社取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位も喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものといたします。
ただし、この場合、新株予約権者は、当社の取締役、子会社取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができるものといたします。

② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの１名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができるものといたします。
ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができないものといたします。

イ．相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできないものといたします。

ロ．相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに所定の相続手続を完了しなければならないものといたします。

ハ．相続承継人は、前記（５）所定の行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から２ヶ月以内に限り新株予約権を行使することができるものといたします。

（７）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

（８）その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものといたします。

(ご参考)

当社は、上記の各新株予約権の内容と同内容の新株予約権を、当社の執行役員（同等の者を含む）に対し当社が必要と判断する個数を取締役会の決議により発行する予定であります。

以　上